

# 太陽光発電安全保安協会 会員制度のご案内

太陽光発電メンテナンス技士資格を取得された方の  
事業展開をサポートする為、会員制度を展開しております。  
太陽光発電設備のメンテナンスのプロとなる人材を  
育成する事を目的としています。

## 会員制度概要

●名称:太陽光発電安全保安協会 一般会員(略称:JPMA会員)

### ●会員制度目的

太陽光発電設備への適切なメンテナンスの普及を広く図る  
太陽光発電設備の保守・メンテナンスを実施する技術者を育成する

### ●入会の要件

当協会の活動内容・会員規約にご賛同いただける法人・個人・団体  
「太陽光発電メンテナンス技士」資格保有者ご自身・もしくは保有者の属する法人・団体  
太陽光発電設備の不具合事例等の情報提供にご賛同頂ける法人・個人・団体

### ●会費について

中小企業基本法における中小企業に該当する法人および個人

・入会金 3万円(税別) ・年会費 6万円(税別)

その他(大企業等)

・入会金 6万円(税別) ・年会費 12万円(税別)

支払い方法:毎月口座振替



## 会員の特典

- ①定期情報配信(月1回程度)
- ②メンテナンス関連ツールの提供  
(提案書・簡易契約書ひな形・写真等)  
※当協会ホームページの会員専用サイトにログイン頂き  
ダウンロードが可能です。
- ③資格者向け各種セミナー・勉強会の会員価格での参加
- ④関連機器の会員価格でのご提供
- ⑤当協会のホームページの会員一覧への掲載・バナーの提供



受付	郵送	受理	NKS
会員№			

下記にご記入の上、FAX、メール、郵送いずれかの方法でお送りください。  
申込み受付後、お支払い方法などの詳細をご連絡させていただきます。

## 太陽光発電安全保安協会 一般会員 入会申込書

一般社団法人 太陽光発電安全保安協会 殿 会員規約に同意し、一般会員への入会を申し込みます。 申込日 年 月 日

法人・個人・団体名	フリガナ		
所在地	〒		
代表者名	フリガナ		
電話番号		FAX番号	
ホームページ	http://		
太陽光発電メンテナンス技士 資格保有者のお名前	フリガナ (認定番号: )		
メールアドレス			
JPMAホームページへの 掲載を希望しますか？	希望する 希望しない	貴社ホームページの リンクを希望しますか？	希望する 希望しない

郵便物送付先 ※上記と異なる場合はご記入ください。

送付先ご住所	〒		
部署名			
ご担当者名	フリガナ		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

### ■ 今後のお手続きの流れ

会員申込書の送付



本部より口座振替用紙の郵送



口座振替用紙にご記入・ご捺印頂き返送



申込月の翌月初旬に、メールにて会員サイトの  
ログインIDとパスワードをお送りします

名刺添付欄

ご不明な点は、お問い合わせください。



**JPMA**  
Japan Photovoltaic Maintenance Association

一般社団法人 太陽光発電安全保安協会  
Japan Photovoltaic Maintenance Association

<http://www.j-pma.jp>

本部：東京都中央区日本橋人形町1-11-12 リガーレ日本橋人形町アネックス3F TEL 03-6661-0704 FAX 03-6661-0705

本申込書に記載された個人情報は、各種情報提供・セミナー等のご案内・メールマガジンの配信・アンケートのご協力依頼のみに使用させていただきます。  
また、第三者には開示・提供致しません。

# 太陽光発電安全保安協会一般会員 会員規約

## 第1条 活動目的等

- 1 協会は以下を活動の目的とする。太陽光発電設備への適切なメンテナンスの普及を広く図る。太陽光発電設備の保守・メンテナンスを実施する技術者を育成する。現場で起こる様々な不具合・トラブル事例を集積し、関係者の協力を得ながら効果的なメンテナンスを研究・共有する。
- 2 前項の目的を達成する為に、協会は個人、法人、団体を対象として会員を募り会員組織を構成する。
- 3 会員は、目的を達成する為の協会の活動に、できうる限りの協力を惜しまないものとする。

## 第2条 入会

- 1 会員に申し込む場合、当該法人・個人は協会が定める専用申込み用紙に必要事項を記入して協会に送付する。
- 2 申込みがなされた場合、協会は速やかに審査し、承諾の可否を決定して会員に伝えるとともに、会員費用の請求書を送付し、入会承諾の通知を行う。

## 第3条 会費

会費は以下の通りとする。

- 1 中小企業基本法による中小企業に該当する企業は、入会金 3 万円（税別）年会費 6 万円（税別）とする。
- 2 第 1 項に該当しないそれ以外の大企業等は、入会金 6 万円（税別）年会費 12 万円（税別）とする。

## 第4条 会員費用の支払い

会員は協会に対して、自動口座振替により入会金および年会費の月額相当額を支払うこととする。ただし入会金は初月に年会費月額分と合わせて引き落としされる。

## 第5条 有効期間と更新

会員の資格は、入会の申込みがあった月の 1 日より起算し、12 ヶ月間とします。ただし、会員資格期間の満了日の 2 ヶ月前までに退会の届け出がない場合は、会員の有効期限が 1 年間更新されます。以降毎年同様に自動更新となります。

## 第6条 会員

- 1 会員の資格は個人、法人単位とする。法人の場合、会員の関連・関係会社など別法人は含まない。
- 2 会員は会員の登録情報が変更になったときは速やかに協会に連絡を行う。

## 第7条 会員サービス

- 1 協会が開催する勉強会・講習会・セミナー等に会員価格で参加できる。但し、懇親会費などを徴収する場合は実費とする。また、会員価格で参加できるのは、協会が発行する「太陽光発電メンテナンス技士」資格者のみを対象とする。
- 2 太陽光発電メンテナンスに関する最新情報をメールにて得る事ができる。ただし、メールにて受け取ることができるのは、協会が発行する「太陽光発電メンテナンス技士」資格者のみとする。
- 3 メンテナンスに関する計測機器・商品を、会員価格にて購入する事ができる。
- 4 メンテナンスに関するツールの提供を受ける事ができる。
- 5 協会のホームページの会員企業一覧に自社の名前を掲載できる。
- 6 当協会のバナーを提供する。

## 第8条 サービスの一時的な中断

協会は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合がある。この場合、協会は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力する。

- 1 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- 2 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- 3 戦争、暴動、争乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
- 4 その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

## 第9条 サービス内容の変更

本規約およびサービスの内容は、協会が会員に申し出ることにより、必要に応じ随時変更・中止できる。

## 第10条 退会

会員が協会を退会しようとするときは、何時でも自由意志で退会できる。但し、別に定める退会届を協会に提出しなければならない。その場合、1年に満たない場合であっても支払われた会員費用は返却されないものとする。また、会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- 2 死亡し又は失踪宣言を受けたとき
- 3 法人又は団体が解散し又は破産したとき

#### 第11条 会員資格の取り消し

会員が次の各号に一に該当するときは、会員たる資格を取り消すことができる。

- 1 本協会の規則に違反したとき
- 2 本協会の名誉をき損し、又は会員としての品位を損なう行為があったと協会が認めた場合
- 3 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合

#### 第12条 個人情報について

協会は、会員登録の際に登録された会員の個人情報について細心の注意を持って管理し、本会員制度の円滑な運営のために利用する。

#### 第13条 解決

本規約に定めのない事項、または各条項の解釈などに疑義が生じた場合、会員、協会双方は、その都度誠意をもって協議し、円満に解決をはかる努力を行う。